

# 学校施設開放事業の利用について

本事業は、「地域住民のスポーツ活動の場の確保をするため、学校教育に支障のない範囲で、市立学校の運動場、体育館等の施設を開放する」ものです。

利用者の皆様におかれましては、本書の内容をご理解いただき、学校や近隣住民の皆様に配慮のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

表1 対象施設

学校名	所在地	電話(0248)
第一小学校	須賀川市大黒町100番地	75-2851
第二小学校	須賀川市弘法坦151番地	75-3356
第三小学校	須賀川市朝日田53番地	75-1155
西袋第一小学校	須賀川市日向町115番地	76-5131
西袋第二小学校	須賀川市袋田字小田切21番地	76-5132
小塩江小学校	須賀川市塩田字作田1番地	79-2180
阿武隈小学校	須賀川市古館70番地	76-5135
仁井田小学校	須賀川市仁井田字長者井戸111番地の1	78-2125
柏城小学校	須賀川市滑川字東町127番地	76-5133
大東小学校	須賀川市雨田字芳ヶ平72番地	79-3131
大森小学校	須賀川市狸森字杉内90番地	79-2188
長沼小学校	須賀川市長沼字殿町85番地	67-2155
長沼東小学校	須賀川市梓衝字下沖58番地	68-2002
白方小学校	須賀川市今泉字梅田181番地	65-3191
白江小学校	須賀川市大久保字室貫26番地	65-2191
第一中学校	須賀川市稲荷町130番地	73-3535
第二中学校	須賀川市岩瀬森46番地	75-2910
第三中学校	須賀川市朝日田54番地	73-2377
西袋中学校	須賀川市吉美根字土橋680番地	76-5136
小塩江中学校	須賀川市塩田字中丸木85番地	79-2185
仁井田中学校	須賀川市仁井田字北明石田30番地	78-2030
大東中学校	須賀川市雨田字芳ヶ平62番地	79-3148
長沼中学校	須賀川市志茂字六角5番地	67-3155
岩瀬中学校	須賀川市柱田字南谷地前42番地	65-3181
義務教育学校 稲田学園	須賀川市岩淵字岡谷地1番地	62-2804 62-2806

※学校施設が工事等により長期利用停止になった場合などは、市ホームページ「登録団体に学校施設を開放」にてお知らせします。



QRコード

表2 学校開放の期間

種別	開放する時間	備考
平日	午前5時から午前7時まで 午後6時から午後9時まで	体育館及び運動場
土・日・祝日 休業日	午前7時から午後9時まで	

※利用できる日及び時間帯については各学校へお問い合わせください。

また、学校運営上の都合により利用を一時中止する場合があります。

## 1 学校体育施設の利用方法

### (1) 利用団体の登録

スポーツやレクリエーションを目的に学校体育施設を利用するには、次の①～③の要件を備え、あらかじめ須賀川市教育委員会へ利用団体の登録が必要となります。

登録を希望する団体は「学校施設利用団体登録（更新）申請書」をダウンロードして、生涯学習スポーツ課に申請してください。

登録された団体には「学校施設利用団体登録証」を交付します。

なお、許可をしない場合や、許可を取り消す場合もありますのでご注意ください。

※登録は年度ごとに行う必要があります。登録がある団体には、年度末に登録更新のご案内を差し上げます。

#### ◎登録要件

- ① 市内に居住、勤務または在学する者で構成すること。
- ② 10人以上をもって構成すること。
- ③ 成人の代表者を有すること。

#### ◎提出書類

学校施設利用団体登録（更新）申請書

#### ◎提出先

〒962-0845 須賀川市中町 4-1 須賀川市民交流センターtette 1階  
須賀川市生涯学習スポーツ課 スポーツ振興係

#### ◎許可をしない場合

- ①学校教育上支障があるとき
- ②学校施設を損傷する恐れがあるとき
- ③スポーツ以外に利用するとき
- ④公益を害する恐れがあるとき
- ⑤営利を目的とするとき
- ⑥その他管理上支障があるとき

[令和 年度]	
学校施設利用団体登録証	
登録番号	第 号
団体の名称	
貴団体は、須賀川市公立学校体育施設の利用登録団体であることを証明します。	
令和 年 月 日	
須賀川市教育委員会	

◎許可を取り消す場合

- ①不正の手段により利用の許可を受けたとき
- ②本事業に関する規則または実施細則に違反したとき
- ③利用許可の条件に違反したとき
- ④緊急事態が発生したとき
- ⑤上記、許可しない場合に該当したとき
- ⑥その他管理上必要があるとき

## (2) 各学校への利用申請

### 【利用前】

①利用しようとする日の1ヶ月前から7日前までに、利用したい学校へ「学校施設利用団体登録証」を提示するとともに、学校備え付けの「学校施設利用許可申請書」により申請し、許可を受けます。

※1 申請書は月をまたいで記入しないでください。

※2 申請書は同団体であれば複数日の記入が可能ですが、1団体が独占的に申請することはお避けください。

※3 学校運営の都合上、利用できない場合もありますので、利用できる日及び時間帯については各学校へお問い合わせください。

※4 申請書の「管理指導員」欄には、今回委嘱を受けた方の氏名を記入してください。「管理指導員」については、Q&Aをご覧ください。

②体育館の場合は、利用日当日までに学校から体育館の鍵を借りてください。

③「学校施設利用報告書」を準備しておきます。様式については、市ホームページ「登録団体に学校施設を開放」よりダウンロードしてご利用ください。

### 【利用時】

①利用時間を遵守してください。

②「利用者の遵守事項・注意事項」を確認のうえご利用ください。

### 【利用後】

① 利用施設内の片付け、換気窓等の施錠を確実に行ってください。

② 体育館の場合は鍵を返却するとともに、「学校施設利用報告書」を学校へ提出してください。(利用後速やかに提出をお願いします。夜間や休校日の利用時は、次の開校日に提出してください。)

③ ゴミはお持ち帰りください。

### (3) 利用者の遵守事項・注意事項

- ①利用の権利は、他に譲渡、転貸又は目的外使用をしないこと。
- ②開放校の校長からの要請事項があった場合、その指示に従うこと。
- ③許可された施設以外には立ち入らないこと。
- ④体育館、グラウンドを含む施設内では、火気を使用しないこと。
- ⑤危険な行為や、他人に迷惑をかけること。  
(夜間における駐車場等での大声の会話等は厳に慎む)
- ⑥学校施設内では喫煙をしないこと。
- ⑦運動前に施設と用具の安全点検を実施のうえ使用すること。  
(運動用具等は利用者が準備することを原則とする)
- ⑧事故発生の際は、適切な処置をするとともに、管理指導員に連絡すること。
- ⑨利用時間を厳守すること。  
(夜間の利用は午後9時までとし、午後9時には照明を消すことを原則とする)
- ⑩施設利用後は、用具を整理し、施設を清掃整備して管理指導員の確認を受けること。  
(ゴミは持ち帰る)
- ⑪施設利用を取りやめるときには、早急に予約した学校に連絡すること。
- ⑫所定の場所以外には駐車しないこと。  
(駐車スペース以外の校庭等への車の乗り入れ等は厳禁とする)
- ⑬使用目的以外でコンセントを使用しないこと。
- ⑭利用中、建造物・備品等を毀損・紛失された場合、その損害に対し全額賠償請求します。  
(各団体において、スポーツ安全保険に加入することを推奨します。)

## 2 よくあるご質問

### Q 運動用具は貸してもらえるの？

A 運動で使う用具（ボールなど）は、原則として利用する団体で準備してください。  
なお、バレーボールのネット、サッカーゴールなどは学校にあるものを利用できますので、各学校へお問い合わせください。

### Q 管理指導員とは？

A 学校施設利用時には、1名以上の管理指導員を配置しなければなりません。利用者の利便性を考慮し、登録団体から3名程度を管理指導員として委嘱しています。  
施設の利用時には、必ず1名以上の管理指導員を配置することとなっておりますので、利用時に管理指導員がいないという状況にならないように、各団体で複数名の管理指導員の登録をお願いします。

管理指導員は次の職務を行います。

- (1) 利用者の確認
- (2) 施設、設備の管理
- (3) 施設設備に関する適切な指導助言
- (4) 火気の取締り
- (5) 清掃及び用具の整理等の指導
- (6) 利用者の事故等の発生時における応急措置と教育委員会への報告及び関係者への連絡
- (7) その他必要な事項

### Q 町内会・子供育成会・地元消防団などの行事で運動場・体育館を使用したい場合は？

A 町内会、子供育成会、地元消防団などの行事、またはスポーツ以外の目的で使用する場合は、利用団体の登録を必要とせず、「学校施設使用許可申請書」（須賀川市公立小・中学校管理規則第37条）による申請が必要となりますので、各学校へお問い合わせください。

### Q 子供の遊び場として利用できる？

A 小学校の校庭は、学校運営に支障のない範囲で、子供の遊び場として開放していますのでご利用ください。なお、利用の許可を受ける必要はありませんが、保護者が必ず付き添ってください。

お問い合わせ先  
生涯学習スポーツ課スポーツ振興係  
TEL 0248-88-9174（直通）